

2 大気汚染の概要

(1) 概況

①大気汚染と厚木市内の状況

大気汚染は、事業所等の活動や自動車の走行により排出される汚染物質によって引き起こされるものである。昭和43年に大気汚染防止法が制定され、昭和44年には二酸化硫黄の環境基準が定められた。その後、昭和48年には二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、オキシダントについて、昭和53年には二酸化窒素について、新たな環境基準の告示が行われた。平成5年に公害対策基本法が環境基本法に引き継がれ、平成9年にはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質の環境基準が定められた。また、平成11年にはダイオキシン類が加わり、数回の改正を経て現在は9物質について大気環境基準が設定されている。

大気汚染の監視事業は、大気汚染防止法に基づいて、神奈川県が行っている。昭和46年6月には、市庁舎屋上に二酸化窒素など当時環境基準が定められていた5物質の測定局（一般環境大気測定局、以下「一般局」）が、厚木市寿町1丁目に自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）が設置された。その後、平成5年に寿町の自排局が金田神社（厚木市金田）へ、平成15年に市庁舎屋上的一般局が市役所分庁舎（厚木市中町2丁目）へ移設されている。

さらに平成14年には、愛甲教育事務所（旧県央地区農政事務所、厚木市水引1丁目）に二酸化窒素や浮遊粒子状物質等を測定する環境省の自排局が設置された。

また、化学物質に関する法整備が進んだことから、大気の状況を把握するために、平成9年度から市庁舎屋上で有害大気汚染モニタリング調査が、平成10年度から市内におけるダイオキシン類環境調査が、平成17年度から市庁舎屋上で化学物質環境モニタリング調査が開始された。

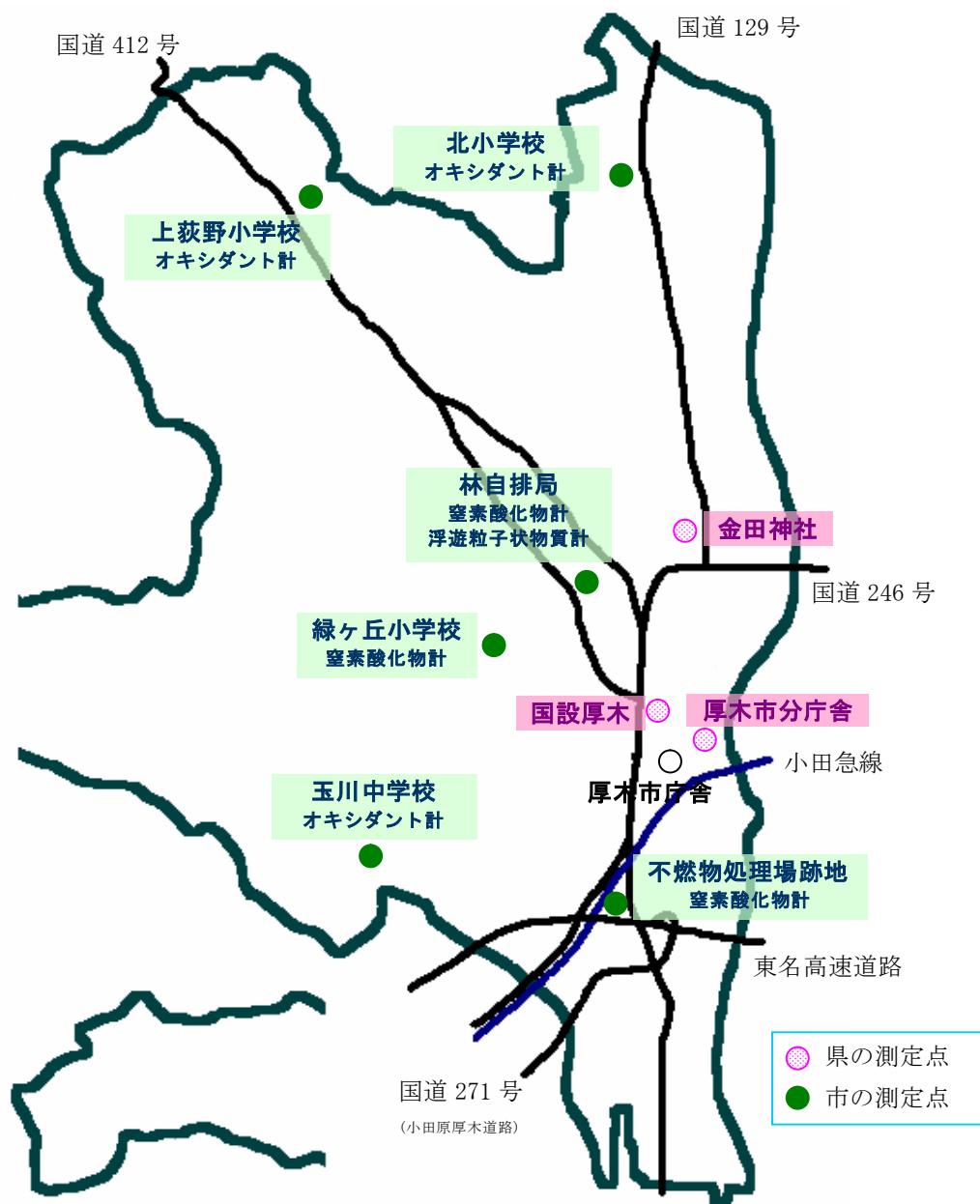
昭和40年代前半までは、発生源となるばい煙発生施設が少なかったこともあり、本市で大気汚染が問題となることはほとんどなかった。しかし、昭和46年7月に光化学スモッグによるものと思われる被害が発生し、昭和49年7月4日には厚木市林をはじめ関東一円で酸性雨による被害が発生した。

そのため、光化学スモッグによる被害が発生した玉川中学校（当時厚木市七沢）に自動測定機を設置し、昭和53年7月から原因物質である光化学オキシダントを市独自に測定することとした。その後も順次測定機を設置し、現在では、光化学オキシダントや自動車排出ガスに係る窒素酸化物等の調査を市内6箇所で行っている。

なお、平成17年に、島津製作所製の窒素酸化物計 CLAD-1000/1000A に光学フィルターが未装着であるという問題が発覚したことから、市の自動測定データについては、機器の入れ替えやメンテナンスを行うまでの期間を参考値扱いとしている。

市内事業所に対する大気汚染防止事業としては、6月の環境月間における県市合同立入調査のほか、大規模廃棄物焼却炉を設置している事業所のばいじん量等の測定を平成11年度から実施している。

図-6) 大気汚染自動測定機設置地点図



	環境省・神奈川県	厚木市
一般局	厚木市分庁舎	玉川中学校・上荻野小学校 北小学校・緑ヶ丘小学校
自排局	金田神社・国設厚木	不燃物処理場跡地 林自排局

② 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染に関する環境基準は、表-26のとおり定められている。また、環境基準を達成しているかどうかの評価方法については、表-27のとおり評価することとなっている。

表-26) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン以内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

表-27) 環境基準の達成評価方法

物質	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄		年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価する。
一酸化炭素		
浮遊粒子状物質	測定日の1日平均値、8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較する。	
二酸化窒素		年間の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値を環境基準と比較する。
光化学オキシダント		なし

③環境基準達成状況

厚木市内で測定している大気汚染物質の平成19年度の環境基準達成状況は、表-28のとおりである。それぞれの詳細については後述するが、一般局では浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントが、自排局では二酸化窒素と浮遊粒子状物質が環境基準を上回っていた。

表-28) 大気環境基準適合状況

分類	測定機関	地点名	短期的評価項目				
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般局	市	厚木市分庁舎	○	—	○	○	×
		玉川中学校	—	—	—	—	×
		上荻野小学校	—	—	—	—	×
		北小学校	—	—	—	—	×
		緑ヶ丘小学校	—	—	—	○	—
自排局	県	金田神社	—	○	○	○	—
		国設厚木	—	○	×	○	—
	市	不燃物処理場跡地	—	—	—	×	—
		林自排局	—	—	×	○	—

分類	測定機関	地点名	長期的評価項目			
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素
一般局	市	厚木市分庁舎	○	—	○	○
		玉川中学校	—	—	—	—
		上荻野小学校	—	—	—	—
		北小学校	—	—	—	—
		緑ヶ丘小学校	—	—	—	○
自排局	県	金田神社	—	○	○	○
		国設厚木	—	○	○	○
	市	不燃物処理場跡地	—	—	—	○
		林自排局	—	—	○	○

※表中の「○」は適合、「×」は不適合、「—」は測定していないことを示す。

※光化学オキシダントは、長期的評価方法が定められていない。

(2) 神奈川県による大気汚染常時監視

神奈川県による大気汚染状況の常時監視は、神奈川県環境科学センター（平塚市四之宮）を中心に県下の測定局が通信回線でつながれ、一定の時間間隔でデータを自動送受信する方法（テレメータシステム）で行われている。本市には、厚木市分庁舎（一般局）、金田神社及び国設厚木（いずれも自排局）の3局が設置されている。

①硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物とは、重油等の硫黄分を含む燃料が燃えて生じる二酸化硫黄や三酸化硫黄などの物質のこと、自然界でも火山の噴火によって発生するガスや温泉から噴出するガスに含まれることがある。酸性雨の原因となるだけでなく、人体に対して慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎等の影響を与える代表的な大気汚染物質である。

環境基準は、二酸化硫黄について「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」と定められている。

平成19年度は、平成18年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定が行われた。測定結果は表-29に示すとおり、環境基準を達成していた。

表-29) 二酸化硫黄 (SO₂) 測定結果

測定場所	厚木市分庁舎	
有効測定日数	365日	
測定時間数	8691時間	
1時間値の年平均値	0.004ppm	
1時間値が0.1ppmを超える時間数（短期的評価）	0時間	（適合）
1日平均値が0.04ppmを超える日数（短期的評価）	0日	（適合）
1日平均値の2%除外値（長期的評価）	0.007ppm	（適合）
1日平均値が0.04ppmを超えた連続日数（長期的評価）	0日	（適合）

表-30) SO₂濃度の経年変化 (1時間値の年平均値)

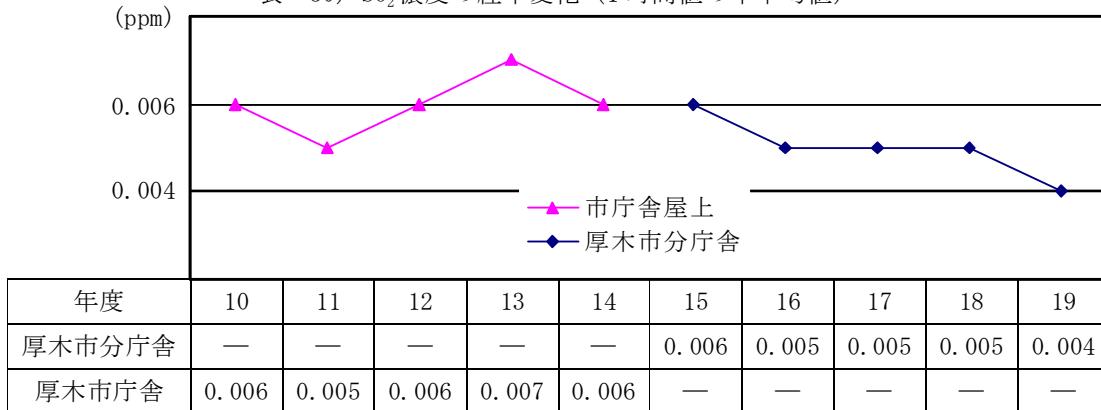
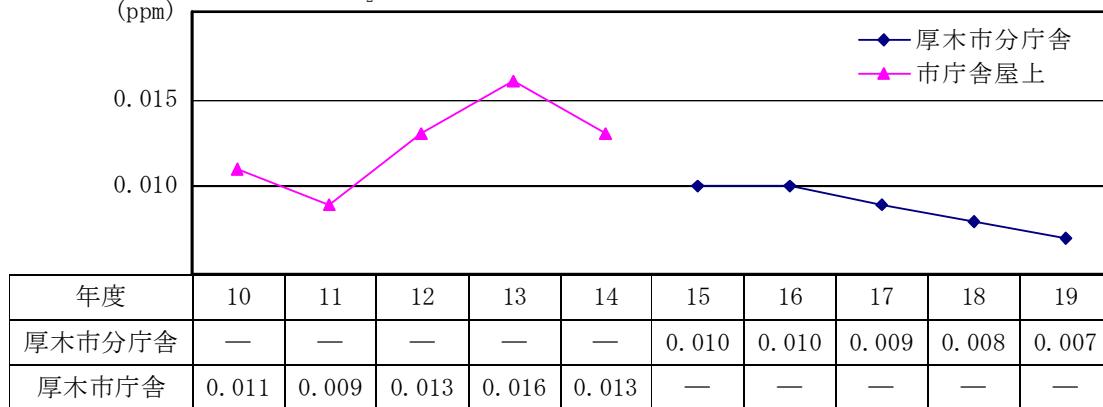


表-31) SO_2 濃度の経年変化 (1日平均値の2%除外値)表-32) SO_2 濃度の経年変化

(1時間値が0.1ppmを超える時間数及び1日平均値が0.04ppmを超える時間数)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1時間値が0.1ppm を超えた時間数	0	0	9	1	0	0	0	2	0	0
1日平均値が0.04ppm を超えた時間数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

※平成12年度は、三宅島の噴煙により神奈川県全体で高濃度となっていた

②一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、物が不完全燃焼するときに発生する物質である。人体に対しては、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与える。

環境基準は「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」と定められている。

平成19年度は、平成18年度に引き続き、金田神社及び国設厚木で測定が行われた。測定結果は表-33に示すとおり、環境基準を達成していた。

表-33) 一酸化炭素 (CO) 測定結果

測定場所	金田神社	国設厚木
有効測定日数	364日	364日
測定時間数	8674時間	8648時間
1時間値の年平均値	0.6ppm	0.6ppm
1日平均値が10ppmを超える日数(短期的評価)	0日(適合)	0日(適合)
8時間平均値が20ppmを超える回数(短期的評価)	0回(適合)	0回(適合)
1日平均値の2%除外値(長期的評価)	1.0ppm(適合)	1.0ppm(適合)
1日平均値が10ppmを超えた連続日数(長期的評価)	0日(適合)	0日(適合)

表-34) COの経年変化 (1時間値の年平均値)

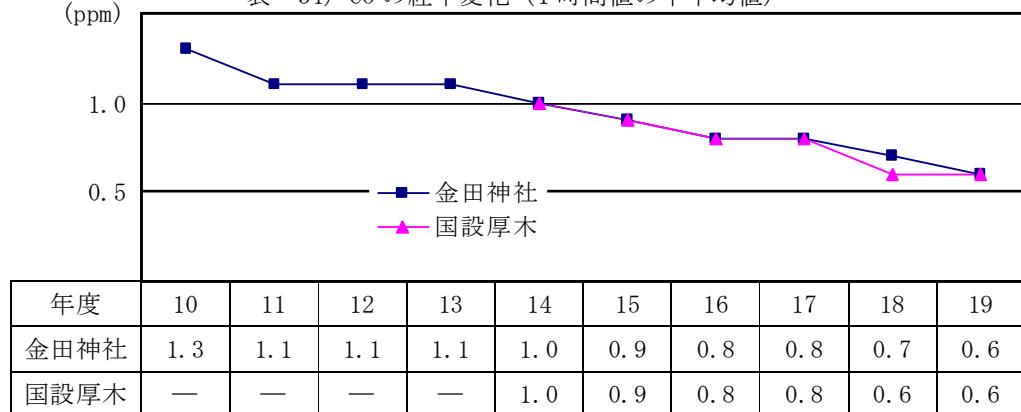
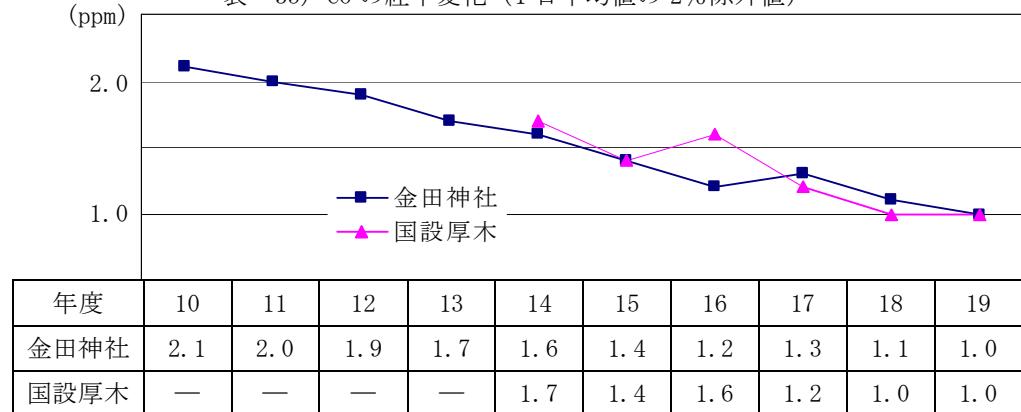


表-35) COの経年変化 (1日平均値の2%除外値)



③浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粉じん・ばいじん等の総称で、環境基準では粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質と定めている。粒子が非常に小さいため、大気中に長時間とどまり、高濃度では肺や気管等に沈着して呼吸器系に影響を及ぼす。

環境基準は「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められている。

平成19年度は、平成18年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定が行われた。測定結果は表-36に示すとおり、国設厚木で環境基準を達成していなかった。

表-36) 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果

測定場所（一般局）	厚木市分庁舎	
有効測定日数	364日	
測定時間数	8709時間	
1時間値の年平均値	$0.028\text{mg}/\text{m}^3$	
1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超える時間数（短期的評価）	0時間	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日数（短期的評価）	0日	(適合)
1日平均値の2%除外値（長期的評価）	$0.063\text{mg}/\text{m}^3$	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた連続日数（長期的評価）	0日	(適合)

測定場所（自排局）	金田神社	
有効測定日数	335日	
測定時間数	8089時間	
1時間値の年平均値	$0.032\text{mg}/\text{m}^3$	
1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超える時間数（短期的評価）	0時間	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日数（短期的評価）	0日	(適合)
1日平均値の2%除外値（長期的評価）	$0.070\text{mg}/\text{m}^3$	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた連続日数（長期的評価）	0日	(適合)

測定場所（自排局）	国設厚木	
有効測定日数	364日	
測定時間数	8691時間	
1時間値の年平均値	$0.034\text{mg}/\text{m}^3$	
1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超える時間数（短期的評価）	0時間	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日数（短期的評価）	1日	(不適合)
1日平均値の2%除外値（長期的評価）	$0.066\text{mg}/\text{m}^3$	(適合)
1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた連続日数（長期的評価）	0日	(適合)

表-37) SPM の経年変化 (1 時間値の年平均値)

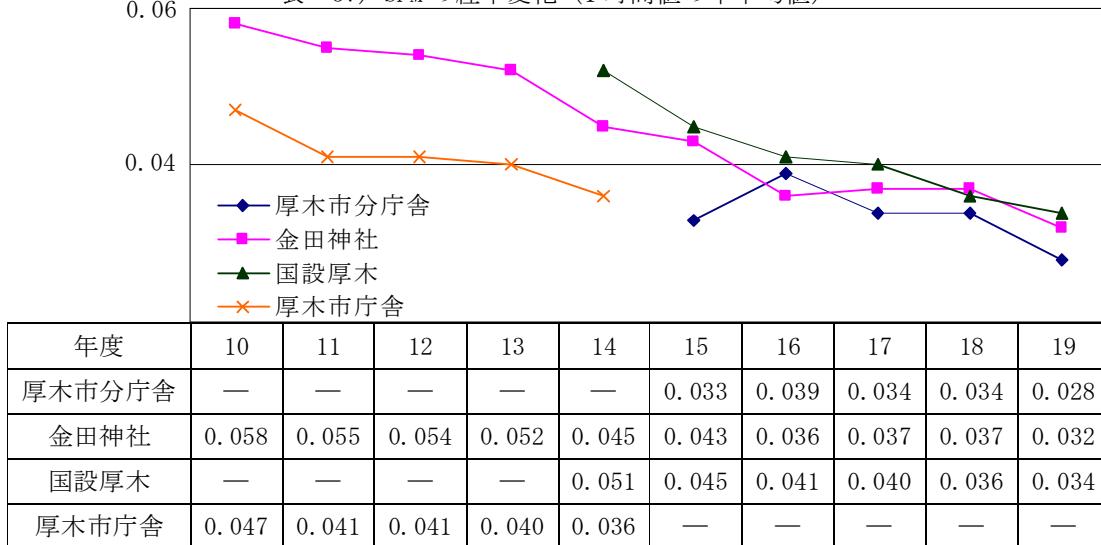


表-38) SPM の経年変化 (1 日平均値の 2%除外値)

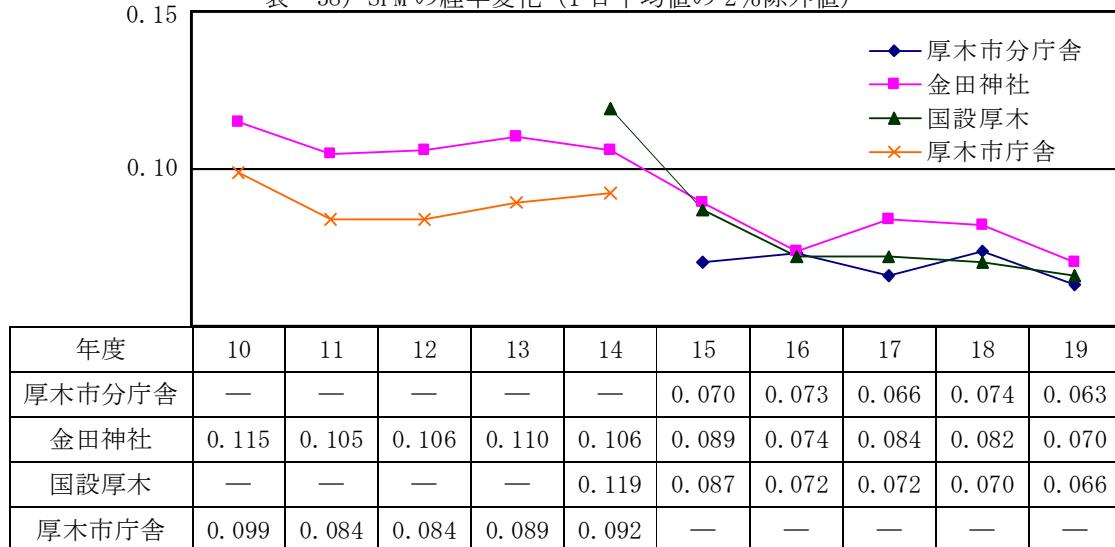


表-39) SPM の経年変化 (1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日数)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
厚木市分庁舎	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
金田神社	14	13	14	13	9	5	1	3	0	0
国設厚木	—	—	—	—	12	3	0	0	0	1
厚木市庁舎	5	0	1	4	4	—	—	—	—	—

④二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物の燃焼や自動車の排気ガスから発生した一酸化窒素が大気中で酸素と反応して生じる物質である。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすことがあり、また酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。

環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下のこと」と定められている。

平成19年度は、平成18年度に引き続き、厚木市分庁舎、金田神社、国設厚木で測定が行われた。測定結果は表-40に示すとおり、環境基準を達成していた。

表-40) 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果

測定場所 (一般局)	厚木市分庁舎	
有効測定日数	364日	
測定時間数	8582時間	
1時間値の年平均値	0.023ppm	
1日平均値が0.06ppmを超える日数(短期的評価)	0日	(適合)
1日平均値の98%値 (長期的評価)	0.038ppm	(適合)

測定場所 (自排局)	金田神社	国設厚木
有効測定日数	364日	364日
測定時間数	8571時間	8535時間
1時間値の年平均値	0.035ppm	0.036ppm
1日平均値が0.06ppmを超える日数(短期的評価)	0日 (適合)	0日 (適合)
1日平均値の98%値 (長期的評価)	0.052ppm (適合)	0.050ppm (適合)

表-41) NO₂の経年変化 (1時間値の年平均値)

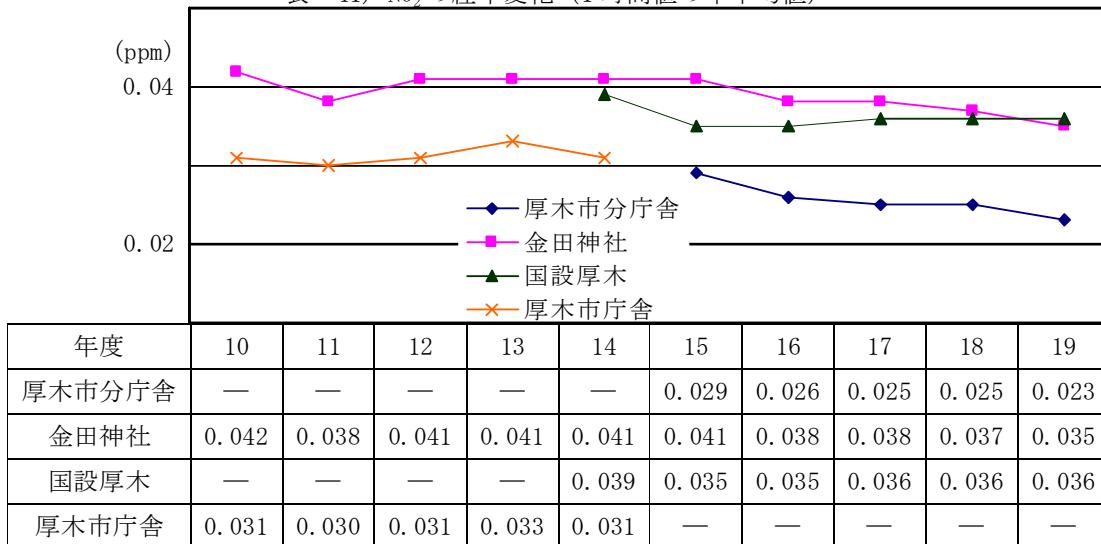


表-42) NO_2 の経年変化 (1日平均値の 98% 値)

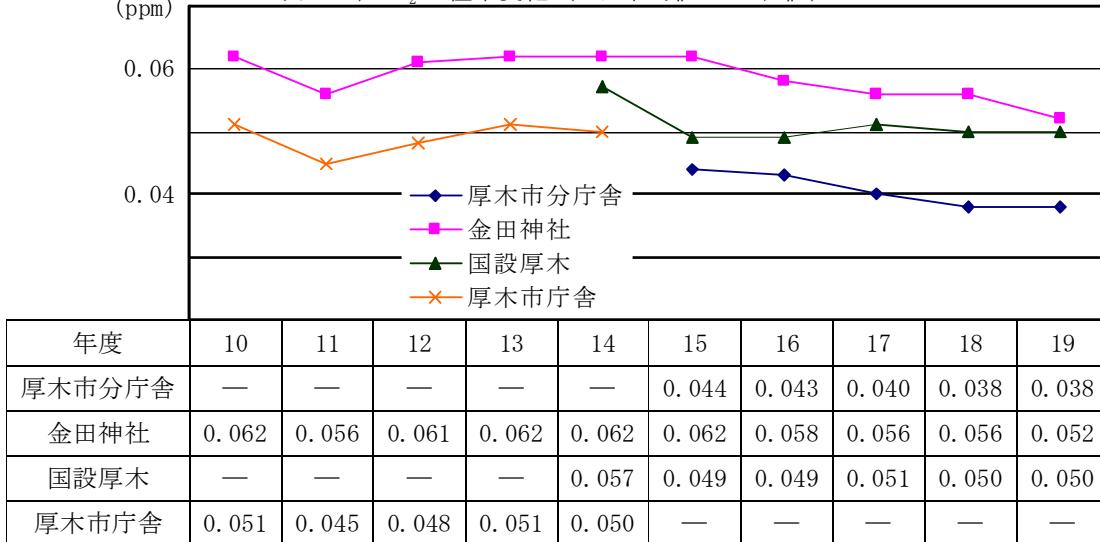


表-43) NO_2 の経年変化 (1日平均値が 0.06ppm を超えた日数)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
厚木市分庁舎	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
金田神社	16	1	8	8	14	10	3	1	1	0
国設厚木	—	—	—	—	2	0	0	0	0	0
厚木市庁舎	0	0	1	0	1	—	—	—	—	—

⑤光化学オキシダント (0x)

光化学オキシダントは、物の燃焼や自動車の排気ガス、工場からの排煙等から発生する窒素酸化物と炭化水素系物質が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生じる物質である。高濃度では光化学スモッグの原因となり、呼吸器系や粘膜を刺激したり、植物の生長に影響を及ぼしたりする。

環境基準は「1時間値が 0.06ppm 以下であること」と定められている。また、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超える状態が長時間続くと予想されるときには、光化学スモッグ注意報が発令される。(詳細は「(6) 光化学スモッグ」参照)

平成 19 年度は、平成 18 年度に引き続き、厚木市分庁舎で測定が行われた。測定結果は表-44 に示すとおり、環境基準を達成していなかった。

表-44) 光化学オキシダント (0x) 測定結果

測定場所	厚木市分庁舎
有効測定日数	366 日
昼間(※)の測定時間数	5390 時間
昼間の 1 時間値の年平均値	0.029ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	566 時間 (10.5%)
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	19 時間 (0.4%)

※昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯をいう。

測定値は、6 時から 20 時までの値となる。

表-45) 0x の経年変化

(昼間の 1 時間値の年平均値及び昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数)

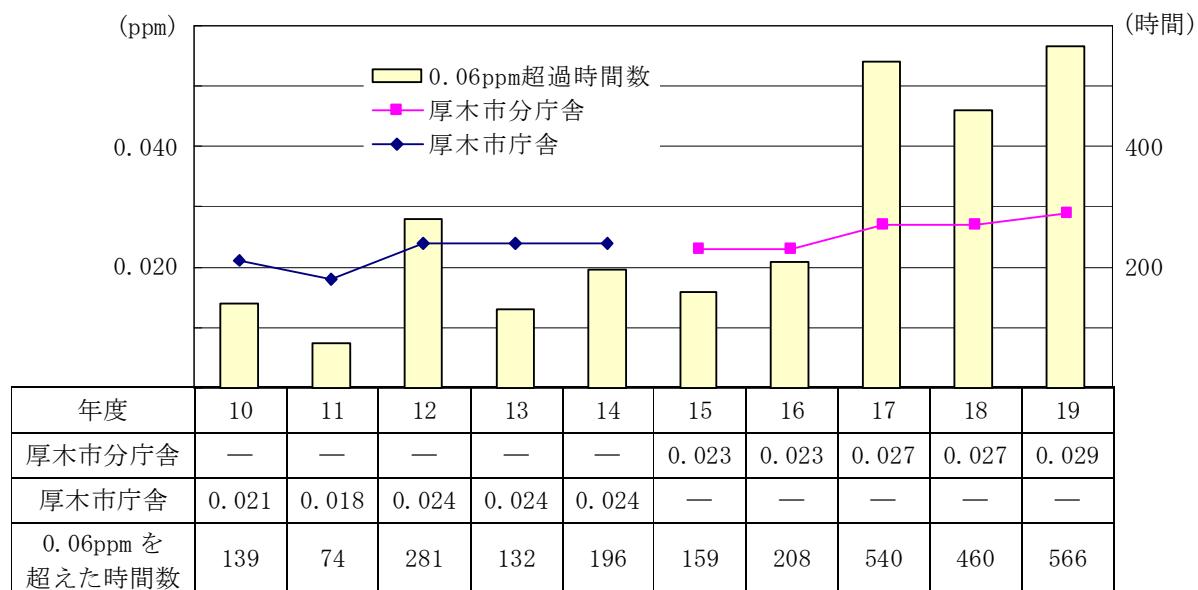


表-46) 市内測定点の項目別経年変化一覧 (県測定局、1時間値の年平均値)

	測定項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
厚木市分庁舎 ^(*)	二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	(0.006)	(0.005)	(0.006)	(0.007)	(0.006)	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004
	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	(0.047)	(0.041)	(0.041)	(0.040)	(0.036)	0.033	0.039	0.034	0.034	0.028
	二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	(0.031)	(0.030)	(0.031)	(0.033)	(0.031)	0.029	0.026	0.025	0.025	0.023
	オキシダント O _x ^(**) (ppm)	(0.021)	(0.018)	(0.024)	(0.024)	(0.024)	0.023	0.023	0.027	0.027	0.029
金田神社	一酸化炭素 CO (ppm)	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6
	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	0.058	0.055	0.054	0.052	0.045	0.043	0.036	0.037	0.037	0.032
	二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	0.042	0.038	0.041	0.041	0.041	0.041	0.038	0.038	0.037	0.035
国設厚木	一酸化炭素 CO (ppm)	平成14年度に新設				1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6
	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)					0.051	0.045	0.041	0.040	0.036	0.034
	二酸化窒素 NO ₂ (ppm)					0.039	0.035	0.035	0.036	0.036	0.036

* ()の数値は、市庁舎屋上での測定値

※ オキシダント濃度は、昼間（5時～20時）の平均値

(3) 市の自動測定機によるオキシダント濃度調査

①玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
 調査場所 厚木市小野 301-10 厚木市立玉川中学校
 調査方法 島津製作所製 UVAD-1000A (乾式) による自動測定
 この測定局は、昭和 53 年 7 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

調査結果 測定結果は表-47 のとおりである。

平成 19 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 381 時間あり、平成 18 年度の 351 時間と比較して 30 時間増加した。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 2 時間あった。また、昼間の 1 時間値の年平均値は 0.032ppm で、前年度の 0.029ppm と同程度であった。

平成 19 年度における 1 時間値の最高値は、8 月 11 日 (土) 午後 2 時の 0.136ppm であった。

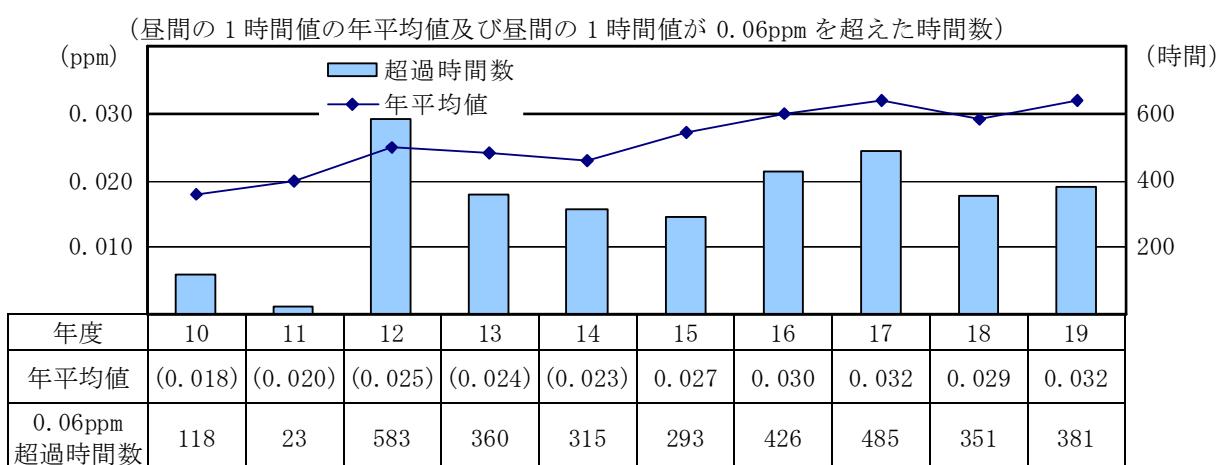
表-47) 玉川中学校 0x 測定結果

測定場所	玉川中学校
有効測定日数	363 日
昼間※の測定時間数	5324 時間
昼間の 1 時間値の年平均値	0.032ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	381 時間 (7.2%)
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	2 時間 (0.0%)

※昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯を言う。

測定値は、6 時から 20 時までの値となる。

表-48) 玉川中学校 0x 経年変化



※ () の数値は、全測定時間の平均値

②北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
 調査場所 厚木市山際 658 厚木市立北小学校
 測定方法 島津製作所製 UVAD-1000A (乾式) による自動測定
 この測定局は、昭和 54 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

調査結果 測定結果は表-49 のとおりである。
 平成 19 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 484 時間あり、平成 18 年度の 291 時間と比較して 193 時間増加した。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 11 時間あった。また、昼間の 1 時間値の年平均値は 0.028ppm で、前年度の 0.023ppm よりやや高かった。
 平成 19 年度における 1 時間値の最高値は、8 月 11 日（土）午後 2 時の 0.159ppm であった。

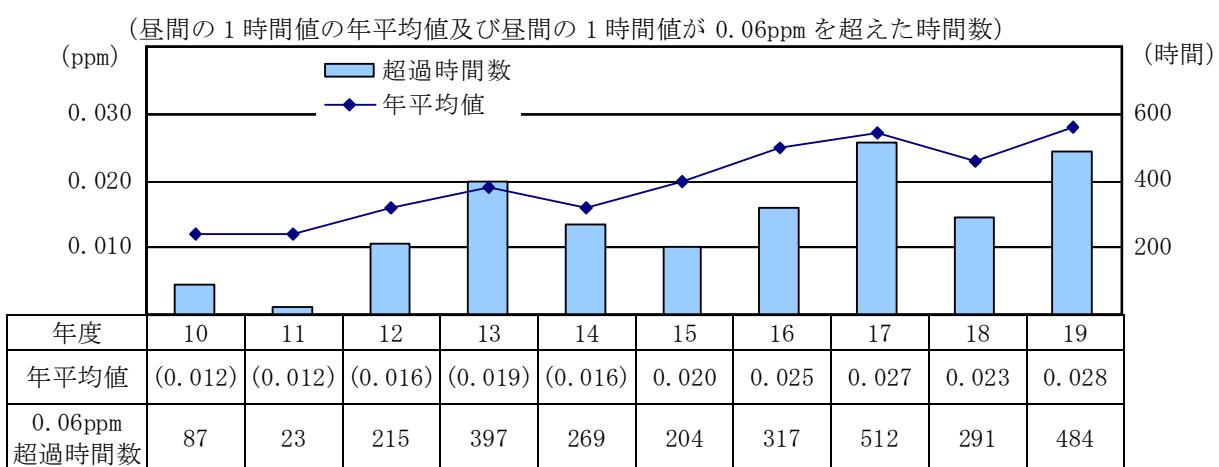
表-49) 北小学校 0x 測定結果

測定場所	北小学校
有効測定日数	363 日
昼間※の測定時間数	5328 時間
昼間の 1 時間値の年平均値	0.028ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	484 時間 (9.1%)
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数	11 時間 (0.2%)

※昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯を言う。

測定値は、6 時から 20 時までの値となる。

表-50) 北小学校 0x 経年変化



※ () の数値は、全測定時間の平均値

③上荻野小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

調査場所

厚木市上荻野 1429 厚木市立上荻野小学校

測定方法

東亜ディーケーケー製 GUX-253 (乾式) による自動測定

この測定局は、昭和 54 年 9 月から測定を開始し、平成 2 年 5 月に機器を更新した。また、平成 18 年 5 月には乾式の機器に更新して、現在に至っている。

調査結果

測定結果は表-51 のとおりである。

平成 19 年度は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 559 時間あり、平成 18 年度の 502 時間と比較して 57 時間増えた。光化学スモッグ注意報発令の目安となる 0.12ppm を超えた時間数は 20 時間あった。また、昼間の 1 時間値の年平均値は 0.035ppm で、前年度の 0.033ppm と同程度であった。

平成 19 年度における 1 時間値の最高値は、8 月 11 日 (土) 午後 3 時の 0.162ppm であった。

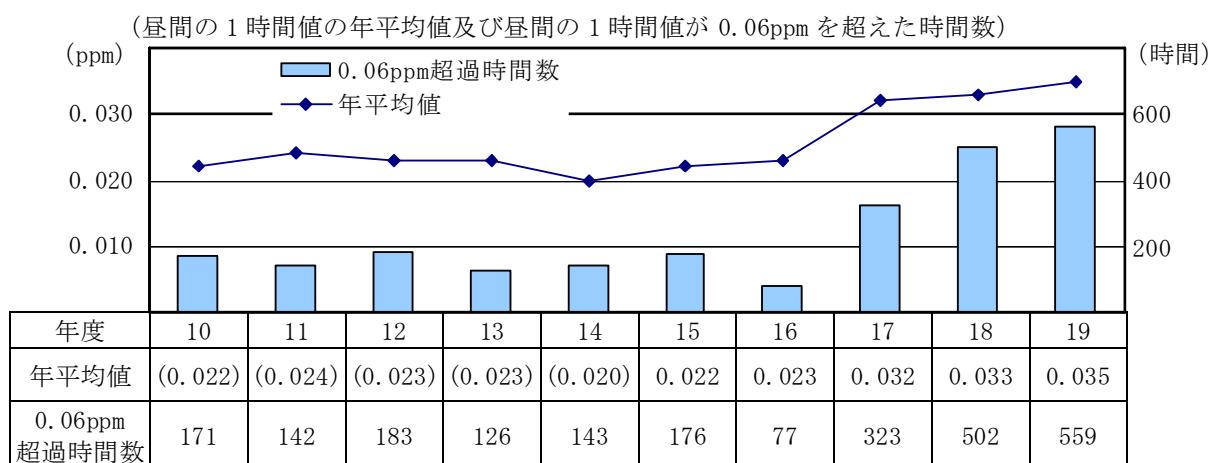
表-51) 上荻野小学校 0x 測定結果

測定場所		上荻野小学校
有効測定日数		354 日
昼間※の測定時間数		5229 時間
昼間の 1 時間値の年平均値		0.035ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数		559 時間 (10.7%)
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数		20 時間 (0.4%)

※昼間とは、5 時から 20 時までの時間帯を言う。

測定値は、6 時から 20 時までの値となる。

表-52) 上荻野小学校 0x 経年変化



※ () の数値は、全測定時間の平均値

(4) 市の自動測定機による窒素酸化物濃度調査

①不燃物処理場跡地における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
 調査場所 厚木市船子 262 厚木市不燃物処理場跡地
 測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定
 この測定局は、昭和 55 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 12 年 2 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

なお、本測定局に関しては、平成 18 年 4 月 6 日付けの環境省発表「(株)島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」により、平成 12 年 2 月から平成 18 年 3 月 3 日までのデータを参考値扱いとしている。

測定結果 測定結果は表-53 のとおりである。

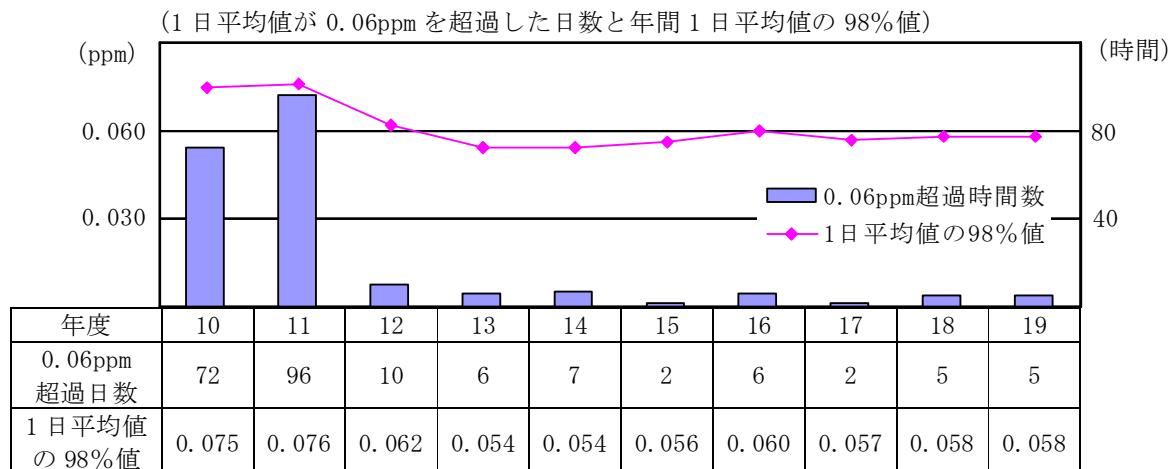
環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 5 日あり、平成 18 年度と同様であった。年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値は 0.058ppm であり、長期的に評価して環境基準を達成していた。また、1 時間値の年平均値は 0.040ppm で、前年度と同様であった。

一酸化窒素の環境基準は設定されていないが、平成 19 年度の 1 時間値の年平均値は 0.090ppm であり、前年度の 0.095ppm と比べやや高かった。

表-53) 不燃物処理場跡地 NO₂ 測定結果

測定場所	不燃物処理場跡地
有効測定日数	350 日
測定時間数	8393 時間
1 時間値の年平均値	0.040ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期的評価)	5 日 (不適合)
1 日平均値の 98% 値(長期的評価)	0.058ppm (適合)

表-54) 不燃物処理場跡地 NO₂ 経年変化



②緑ヶ丘小学校における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
 調査場所 厚木市緑ヶ丘 4-1-1 厚木市立緑ヶ丘小学校
 測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定
 この測定局は、昭和 60 年 9 月から湿式による測定を開始し、平成 4 年 8 月に機器の更新を行い、平成 15 年 3 月から乾式の測定機による方法に切り換えた。

なお、本測定局に関しては、平成 18 年 4 月 6 日付けの環境省発表「(株)島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」により、平成 15 年 3 月から平成 18 年 6 月 9 日までのデータを参考値扱いとしている。

測定結果 測定結果は表-55 のとおりである。

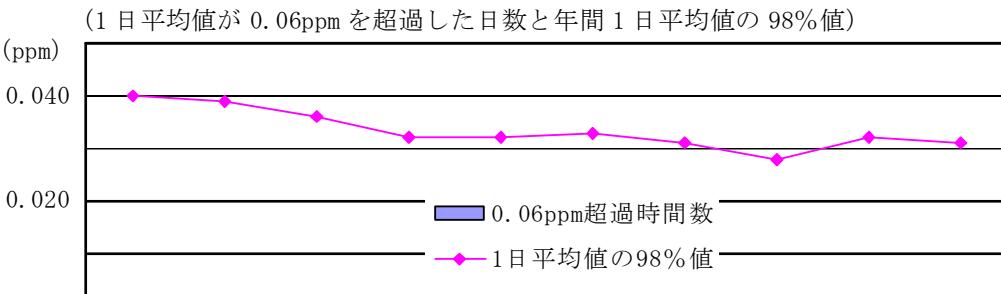
環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、日平均値が 0.06ppm を超えた日はなく、平成 18 年度と同様だった。年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値は 0.031ppm であり、長期的に評価して環境基準を達成していた。また、1 時間値の年平均値は 0.016ppm で、前年度の 0.017ppm と同程度であった。

一酸化窒素の環境基準は設定されていないが、平成 19 年度の 1 時間値の年平均値は 0.004ppm で、前年度の 0.005ppm と同程度であった。

表-55) 緑ヶ丘小学校 NO₂測定結果

測定場所	緑ヶ丘小学校
有効測定日数	350 日
測定時間数	8390 時間
1 時間値の年平均値	0.016ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期的評価)	0 日 (適合)
1 日平均値の 98% 値(長期的評価)	0.031ppm (適合)

表-56) 緑ヶ丘小学校 NO₂経年変化



年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
0.06ppm 超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 日平均値の 98% 値	0.040	0.039	0.036	0.032	0.032	0.033	0.031	0.028	0.032	0.031

③林自動車排出ガス測定局における窒素酸化物濃度調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
 調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番
 測定方法 島津製作所製 CLAD-1000A (乾式) による自動測定
 この測定局は、平成 15 年 8 月から乾式による測定を開始し、平成 16 年度から測定結果の評価を行っている。
 なお、本測定局に関しては、平成 18 年 4 月 6 日付けの環境省発表「(株)島津製作所製窒素酸化物自動計測器に係る問題について(検証結果報告)」により、設置日から平成 18 年 3 月 2 日までのデータを参考値扱いとしている。

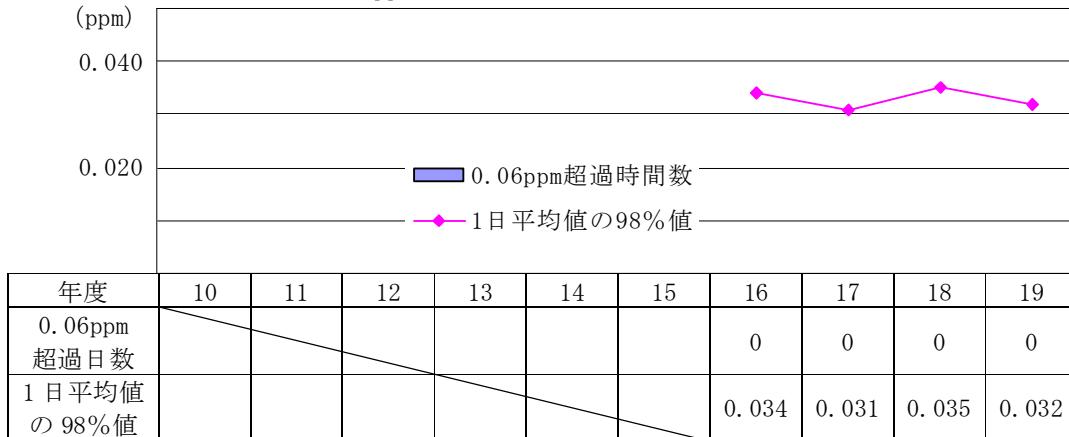
測定結果 測定結果は表-57 のとおりである。
 環境基準の設定されている二酸化窒素の測定結果については、日平均値が 0.06ppm を超えた日はなく、平成 18 年度と同様だった。年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値は 0.032ppm であり、長期的に評価して環境基準を達成していた。また、1 時間値の年平均値は 0.019ppm で、前年度の 0.022ppm と同程度であった。
 一酸化窒素の環境基準は設定されていないが、平成 19 年度の 1 時間値の年平均値は 0.013ppm で、前年度の 0.016ppm と同程度であった。

表-57) 林自排局 NO₂測定結果

測定場所	林自排局
有効測定日数	356 日
測定時間数	8511 時間
1 時間値の年平均値	0.019ppm
1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数(短期的評価)	0 日 (適合)
1 日平均値の 98% 値(長期的評価)	0.032ppm (適合)

表-58) 林自排局 NO₂経年変化

(1 日平均値が 0.06ppm を超過した日数と年間 1 日平均値の 98% 値)



(5) 市の自動測定機による浮遊粒子状物質調査

○林自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査

調査期間 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

調査場所 厚木市林 5 丁目 12 番

測定方法 島津製作所製 BRAD-1000A による自動測定

この測定局は、平成 15 年 8 月から測定を開始し、平成 16 年度から測定結果の評価を行っている。

測定結果 測定結果は表-59 のとおりである。

測定結果を環境基準と比較すると、短期的評価では 1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間が 1 時間あったが、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日はなかった。長期的評価では 1 日平均値の 2%除外値が $0.058\text{mg}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成していた。

また、1 時間値の年平均値は $0.025\text{mg}/\text{m}^3$ で、前年度の $0.033\text{mg}/\text{m}^3$ と比べてやや低かった。

表-59) 林自排局 SPM 測定結果

測定場所	林自排局
有効測定日数	366 日
測定時間数	8751 時間
1 時間値の年平均値	$0.025\text{mg}/\text{m}^3$
1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数 (短期的評価)	1 時間 (不適合)
1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (短期的評価)	0 日 (適合)
1 日平均値の 2%除外値 (長期的評価)	$0.058\text{mg}/\text{m}^3$ (適合)
1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた連続日数 (長期的評価)	0 日 (適合)

表-60) 林自排局 SPM 経年変化

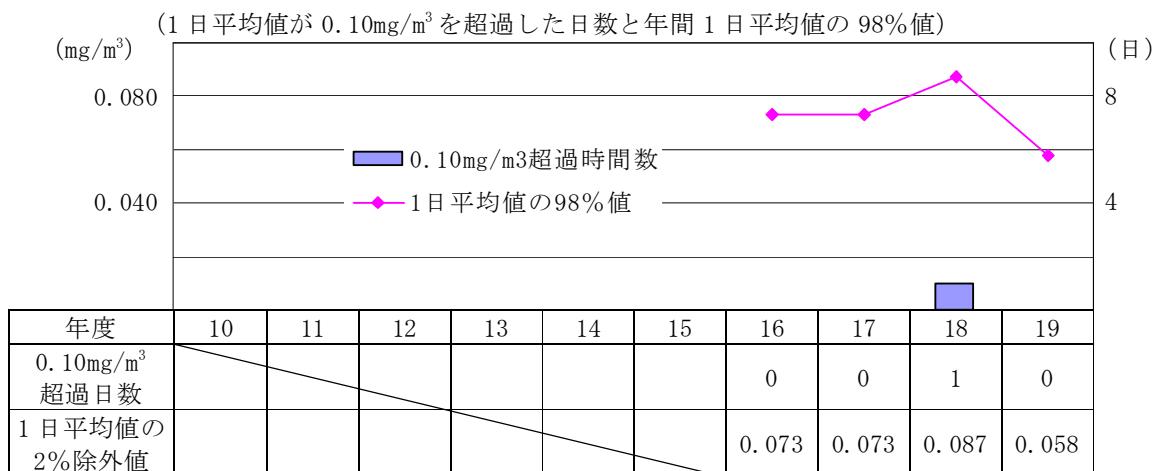


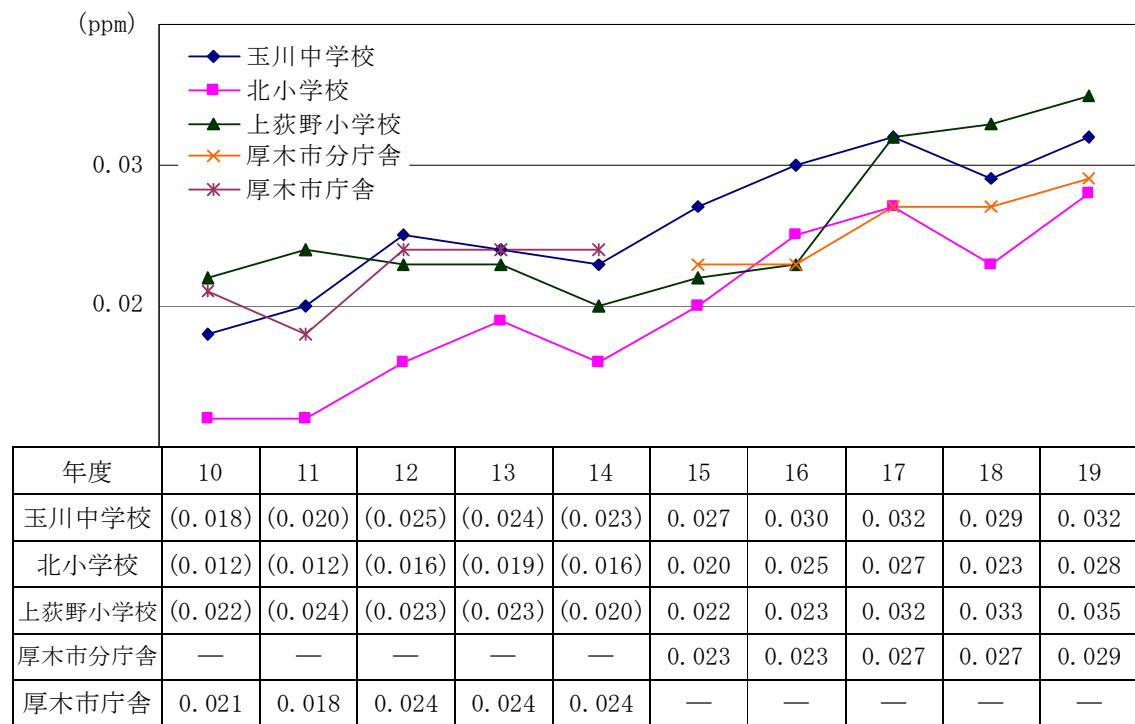
表-61) 市内測定点の項目別経年変化一覧（市測定局、1時間値の年平均値）

測定局名・測定項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
玉川中学校 オキシダント $0x^{(※)}$ (ppm)	(0.018)	(0.020)	(0.025)	(0.024)	(0.023)	0.027	0.030	0.032	0.029	0.032
北小学校 オキシダント $0x^{(※)}$ (ppm)	(0.012)	(0.012)	(0.016)	(0.019)	(0.016)	0.020	0.025	0.027	0.023	0.028
上荻野小学校 オキシダント $0x^{(※)}$ (ppm)	(0.022)	(0.024)	(0.023)	(0.023)	(0.020)	0.022	0.023	0.032	0.033	0.035
不燃物処理場跡地 二酸化窒素 NO_2 (ppm)	0.049	0.049	0.038	0.038	0.038	0.036	0.038	0.039	0.040	0.040
緑ヶ丘小学校 二酸化窒素 NO_2 (ppm)	0.022	0.020	0.020	0.020	0.020	0.018	0.015	0.017	0.017	0.016
林自排局	二酸化窒素 NO_2 (ppm)	—	—	—	—	—	0.019	0.020	0.022	0.019
	浮遊粒子状物質 SPM (mg/m ³)	—	—	—	—	—	0.036	0.041	0.033	0.025

※ オキシダント濃度は、昼間（5時～20時）の平均値

ただし（ ）内の数値は、全測定時間の平均値

図-7) オキシダント濃度の経年変化 (年平均値)



※昼間 (5時～20時) の平均値。ただし () 内の数値は、全測定時間の平均値

図-8) 二酸化窒素濃度の経年変化 (一般局年平均値)

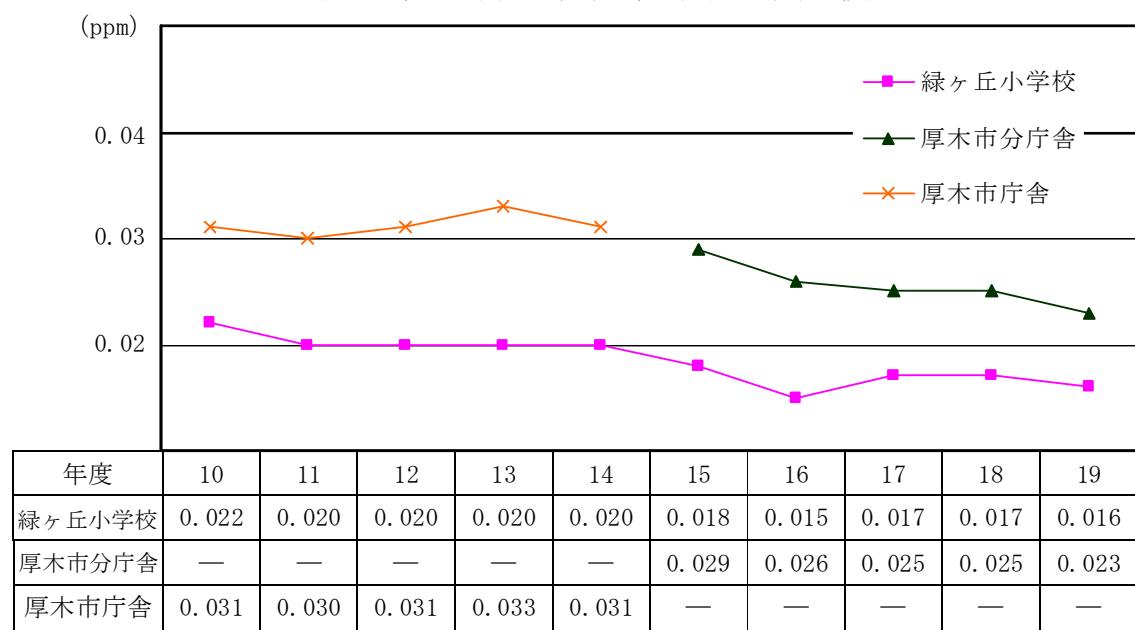


図-9) 二酸化窒素濃度の経年変化 (自排局年平均値)

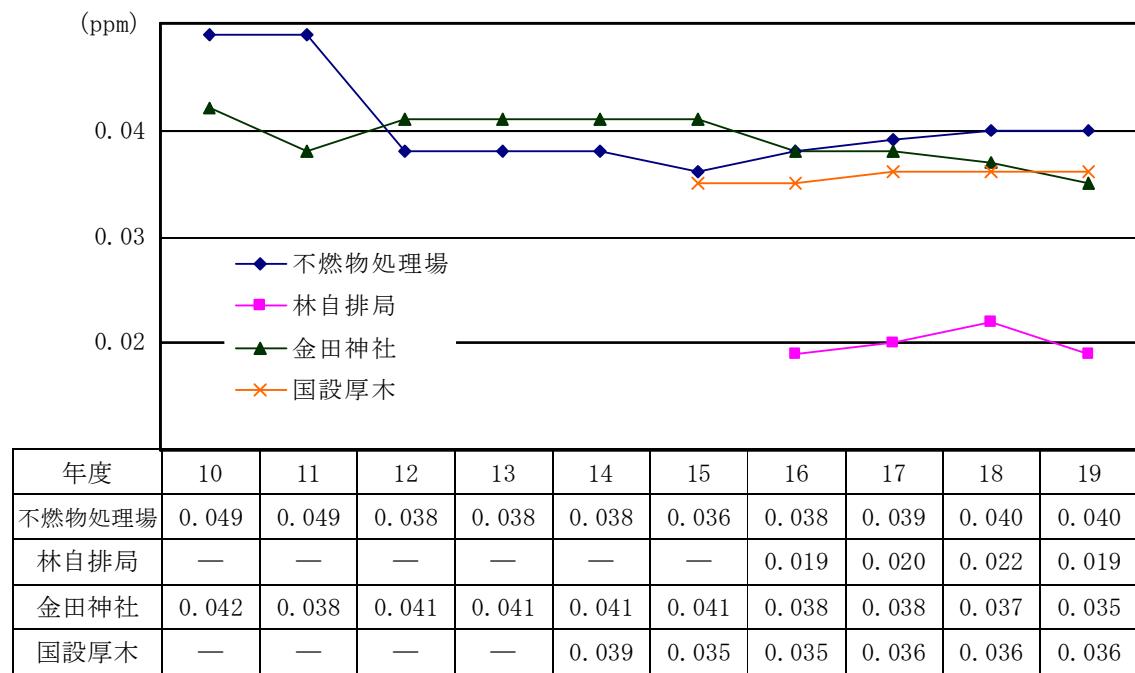
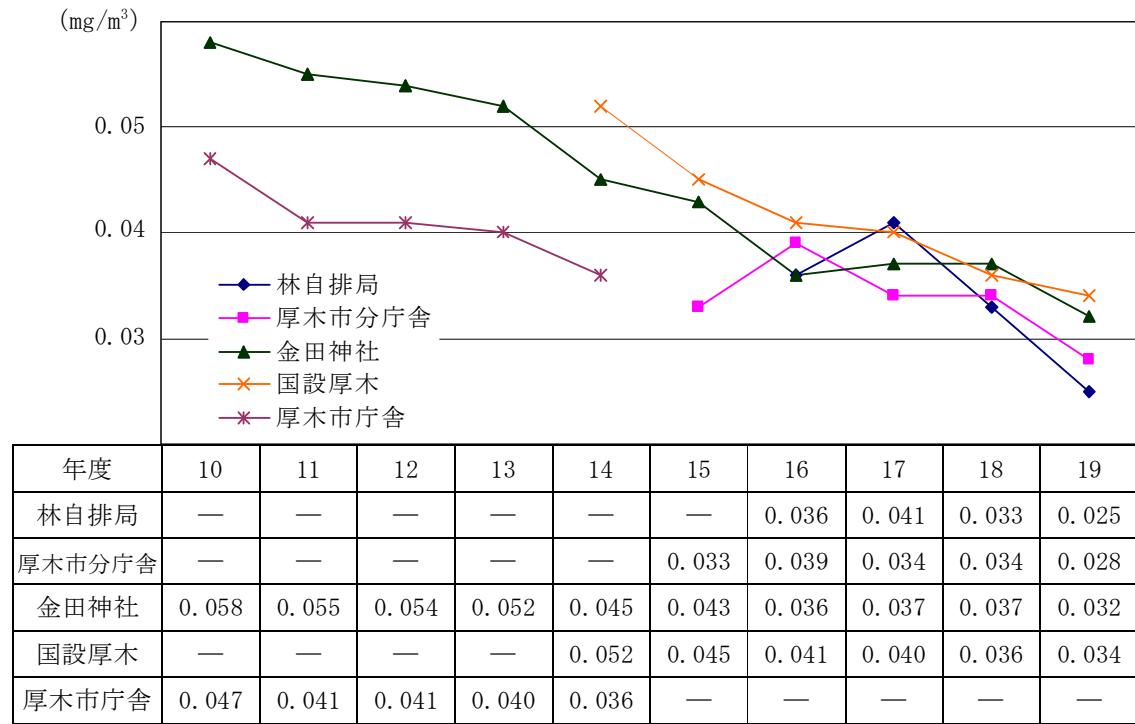


図-10) 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)



(6) 光化学スモッグ

①概況

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素系物質は、一定の気象条件がそろうと光化学反応を起こし、光化学オキシダント等の二次汚染物質を生じる。光化学スモッグは、これらの汚染物質が拡散せず、白く「もや」がかかったような状態になる現象である。

光化学スモッグは、目や呼吸器系を刺激したり、植物の生長に障害を与える。昭和45年に東京都で光化学スモッグによる被害が生じ、翌昭和46年には厚木市立玉川中学校でも生徒に被害が発生するなど、全国的に大きな社会問題となった。

光化学スモッグが発生しやすい気象条件は、表-62のとおりである。これらの条件が重なる夏期は特に発生しやすく、神奈川県では毎年4月から10月までを光化学スモッグ対策期間として、情報提供を行っている。

表-62) 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

項目	条件
風向	朝：北よりの風、日中：南よりの海風
風速	無風または弱風、毎秒3m未満
視程	6km以下（遠くの山や建物がかすむ）
気温	日中の最高気温が25°C以上
日射	午後2時以前に少なくとも2~3時間
天候	晴れ又は薄曇り
湿度	相対湿度60%以上（蒸し暑いと感じる）

②光化学スモッグ注意報発令状況

神奈川県では4月から10月までの7ヶ月間を、光化学スモッグ注意報の発令期間としている。光化学オキシダント濃度が上がり、気象条件によって高濃度の状態が続くと予想されるときには、光化学スモッグ情報が出される。光化学スモッグ情報の種類と提供条件は、表-63のとおりである。

表-63) 光化学大気汚染情報の内容

情報	内容
B型情報	気象条件によっては、光化学スモッグが発生するおそれがある
A型予報	光化学スモッグが発生するおそれが大きい
注意報	現在、光化学スモッグ注意報が発令されている（O _x 濃度0.12ppm以上）
警報	現在、光化学スモッグ警報が発令されている（O _x 濃度0.24ppm以上）

光化学スモッグ注意報は、神奈川県内を8つの地域に分け、それぞれの地域ごとに発令される。本市は、図-11に示すとおり、県央地域に属している。平成17年度までの県央地域は8市1町（相模原市・秦野市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・厚木市）からなっていたが、平成18年度以降に大気汚染状況による発令地域の再編及び相模原市と津久井4町の合併が順次行われ、現在は6市（秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、厚木市）が県央地域となっている。

図-11) 光化学大気汚染情報発表地域図

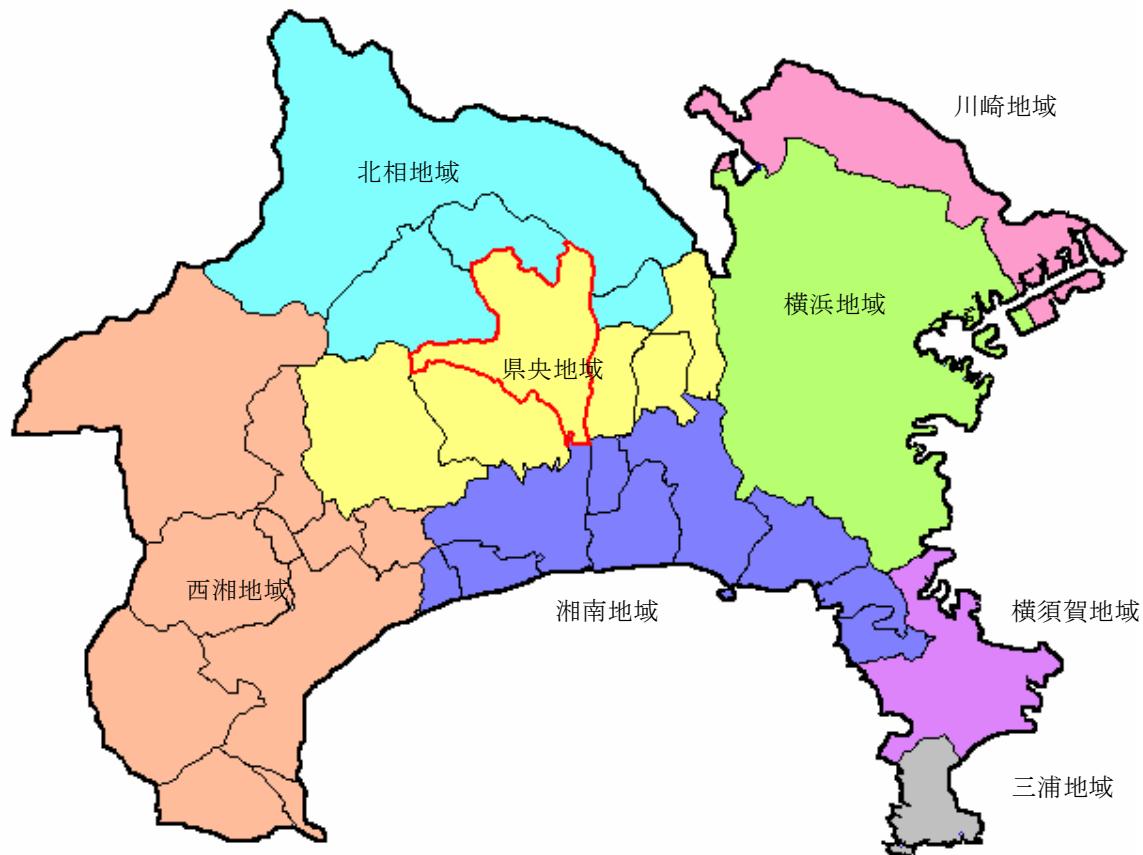


表-64) 厚木市周辺の光化学大気汚染情報発令地域再編状況

現在		平成17年度以前	
地域名	市町村名	地域名	市町村名
県央 (6市)	秦野市・大和市 伊勢原市・海老名市 綾瀬市・厚木市	県央 (8市1町)	相模原市・秦野市 大和市・伊勢原市 海老名市・座間市 綾瀬市・愛川町 厚木市
北相 (2市1町1村)	相模原市・座間市 愛川町・清川村	県北 (4町1村)	城山町・津久井町 相模湖町・藤野町 清川村

平成 19 年度は、表-65、66 のとおり、厚木市を含む県央地域に注意報が 10 回発令された。発令時間については、高濃度 (0.14~0.18ppm) かつ 3 時間以上の発令が頻発した平成 18 年度と異なり、比較的低濃度 (0.12~0.14ppm) で短時間の発令が多かった。

また、初回の発令となった 5 月 9 日は、九州地方の一部で観測史上初の注意報発令となるなど、首都圏・関西圏を中心に全国的に注意報が発令された。同日、市内の小学校で男児 2 名が体育の授業後に目の痛みを訴え、保健室で洗眼処置を受けたが、他に異常はなく通常どおり下校した。この小学校では、授業中に光化学スモッグ注意報が発令されたため、校内放送により校庭での体育の授業を通常より早く終了していた。

なお、本市内で光化学スモッグによる被害が生じたのは、平成 3 年度に発生して以来、16 年ぶりである。

表-65) 平成 19 年度地域別光化学スモッグ注意報発令回数

地域名	市町村名	発令回数
横浜	横浜市	13
川崎	川崎市	13
横須賀	横須賀市	8
三浦	三浦市	0
湘南	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町	7
西湘	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	7
県央	秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、厚木市	10
北相	相模原市、座間市、愛川町、清川村	11

表-66) 平成 19 年度光化学スモッグ注意報発令状況 (県央地域)

回数	発令日	発令時刻 ～解除時刻	発令濃度となった 測定局名	発令時間中の 0x 最高濃度		
				濃度 (ppm)	発生時刻	測定局名
1	5 月 9 日 (水)	13:20～18:30	厚木市役所分庁舎	0.145	16:00	厚木市役所分庁舎
2	5 月 24 日 (木)	14:20～15:20	厚木市役所分庁舎	0.126	14:00	厚木市役所分庁舎
3	6 月 19 日 (火)	14:20～16:20	伊勢原市役所	0.126	14:00	伊勢原市役所
4	6 月 23 日 (土)	15:20～16:30	厚木市役所分庁舎	0.124	15:00	厚木市役所分庁舎
5	7 月 24 日 (火)	15:20～17:30	厚木市役所分庁舎	0.124	16:00	伊勢原市役所
6	7 月 26 日 (木)	13:20～14:20	大和市役所	0.127	13:00	大和市役所
7	7 月 27 日 (金)	12:20～15:50	伊勢原市役所	0.149	13:00	厚木市役所分庁舎
8	8 月 11 日 (土)	12:20～16:20	伊勢原市役所	0.163	13:00	伊勢原市役所
9	8 月 20 日 (月)	15:20～16:10	秦野市役所	0.139	15:00	秦野市役所
10	8 月 24 日 (金)	15:20～16:30	伊勢原市役所	0.126	15:00	伊勢原市役所

表-67) 光化学スモッグ注意報発令回数の推移

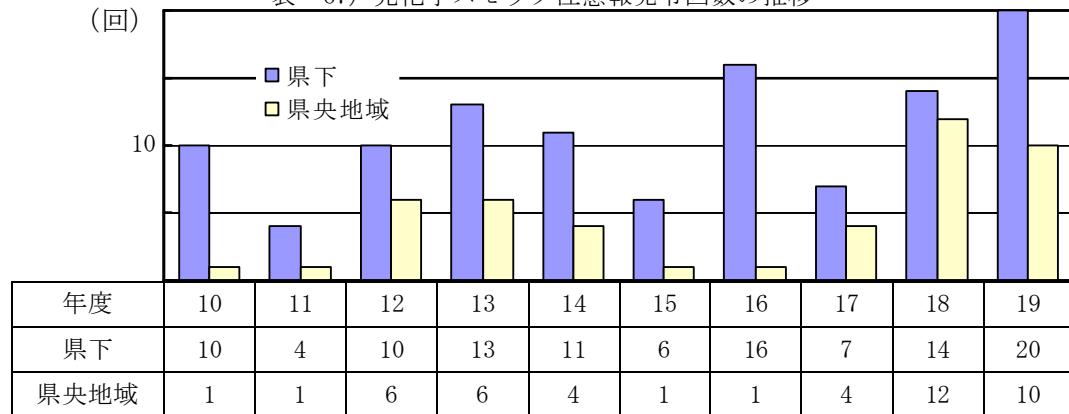


表-68) 光化学スモッグによる被害届出状況の推移



③光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害を防止するため、神奈川県では昭和46年5月に「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を、昭和47年6月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定し、緊急時の体制を整備してきた。本市においても、昭和46年7月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定め、昭和58年4月に全面改正を行って「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、注意報等の緊急時措置が発令された際の被害防止に努めている。

この要綱では、光化学スモッグによる被害防止対策として、県から寄せられる注意報発令等の情報を、次のような方法で周知している。

○防災行政無線による放送

市内267箇所に設置された防災行政無線網を使用し、市内全域に情報伝達を行う。

昭和57年度から運用。

○メールマガジンによる情報配信

あつきメールマガジンの「防災行政無線情報」で、光化学スモッグ注意報発令・解除情報を登録者に配信する。パソコン・携帯電話で登録可能。最新5件のバックナンバーは、登録者以外でも閲覧できる。

○公共施設等での表示板の掲示

市内32箇所に「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板を掲出する。

掲出場所：市庁舎・第二庁舎、市消防本部、総合福祉センター、保健センター・パートナーセンター、市役所駅連絡所（本厚木駅・愛甲石田駅）、文化会館、七沢自然ふれあいセンター、中央図書館、市立公民館（15館）、荻野運動公園、市営グランド、市営玉川野球場、及川球技場、南毛利テニスコート、資源化センター、勤労福祉センター、市立病院

○市立の小・中学校への周知

市生活環境課から、市教育委員会保健給食課を通じて周知する。

なお、市内の高等学校及び私立学校へは、県大気水質課が緊急連絡網によって周知する。

○保育園・保育所への周知

市生活環境課から、児童福祉課を通じて周知する。

○幼稚園への周知

市生活環境課から、各幼稚園へ周知する。

○児童クラブへの周知

市生活環境課から、青少年課を通じて周知する。

このほかにも、神奈川県が、テレホンサービス（電話番号：0463-24-3322、自動音声）を設置したり、注意報等が発令された場合に記者発表を行ったりしている。

(7) ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類は、物を燃やすときなどに副生成物として非意図的に生成してしまう物質である。廃棄物の焼却施設や自動車排出ガス、たばこの煙などが主な発生源として知られている。水に溶けにくく蒸発もしにくいが、油には溶けやすいという性質がある。

ダイオキシン類が環境中に放出された後、どのような動きをするのかは詳しくわかつていない。例えば、大気中のダイオキシン類が次第に地面に落ち、土壤や水に混じって河川や海に流出し、食物連鎖等によって魚介類の体内に蓄積されると考えることができる。また、植物の葉にダイオキシン類が付着し、これらをえさとする動物の体内に取り込まれると考えることもできる。このような結果、ダイオキシン類を含む食品を食べたり、空気を吸ったりすることにより、人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性があるとされている。

ダイオキシン類に関する環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月）に基づいて大気・水質・土壤に係る基準が告示され、平成 12 年 1 月 15 日から適用されている。また、平成 14 年 7 月には水底の底質に係る環境基準が定められ、同年 9 月 1 日から施行されている。

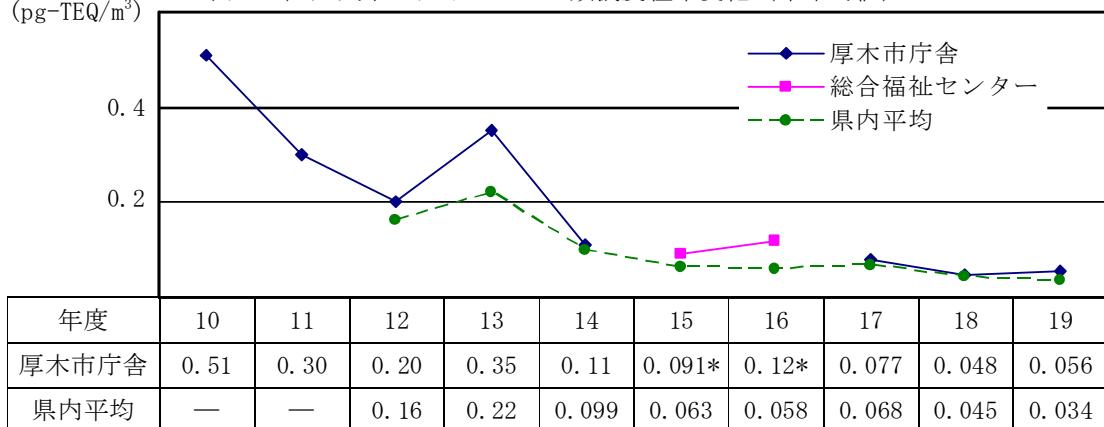
大気中に含まれるダイオキシン類の調査は、神奈川県が実施している。本市では、平成 10 年度から厚木市庁舎が常時監視調査の定点となっており、年 4 回の調査が行われてきた。また、平成 19 年度は、旧依知公民館（厚木市関口）でも調査が実施された。

平成 19 年度の調査結果は表-69 のとおりである。年平均値は市庁舎 0.056pg-TEQ/m³、旧依知公民館 0.041pg-TEQ/m³ であり、大気の環境基準値 0.6pg-TEQ/m³ を下回る結果であった。

表-69) 平成 19 年度ダイオキシン類常時監視結果（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	5 月	8 月	11 月	2 月	年平均値
厚木市庁舎	0.031	0.038	0.054	0.10	0.056
旧依知公民館	0.032	0.030	0.053	0.050	0.041
県内平均値	0.023	0.027	0.045	0.040	0.034

表-70) 大気中のダイオキシン類濃度経年変化（年平均値）



*の付いているデータは、総合福祉センターで調査を行ったもの

(8) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、平成9年4月1日に施行された改正大気汚染防止法第2条第9項(現・同条第13項)で「継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの」と定義される物質である。神奈川県では、平成9年度から年12回のモニタリング調査を行っており、現在は「優先取組物質」と位置づけられた22物質のうち、測定方法が確立している19物質について測定を実施している。

本市では、市庁舎が一般環境調査地点となっている。ただし、平成15・16年度は耐震工事に伴い、市総合福祉センター(厚木市中町1丁目)に場所を移して調査を実施した。

平成19年度の調査結果は表-71のとおりである。環境基準値の定められている4物質は基準を下回り、環境省指針値の定められている7物質も指針値を下回っていた。その他の8物質については、県内の他地点とほぼ同程度の結果であった。

表-71) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果(一般環境、単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	19年度 年平均値	19年度 県内平均値	環境基準値 (評価基準値)	18年度 年平均値
ベンゼン	1.2	1.3	3	1.6
トリクロロエチレン	0.79	0.82	200	0.67
テトラクロロエチレン	0.29	0.44	200	0.22
ジクロロメタン	2.7	2.1	150	欠測
アクリロニトリル	0.035	0.059	(2)	0.20
塩化ビニルモノマー	0.016	0.019	(10)	0.034
水銀及びその化合物	0.0025	0.0025	(0.04)	0.0026
ニッケル化合物	0.0030	0.0041	(0.025)	0.0024
クロロホルム	0.20	0.16	(18)	0.15
1,2-ジクロロエタン	0.084	0.069	(1.6)	0.055
1,3-ブタジエン	0.20	0.19	(2.5)	0.18
アセトアルデヒド	2.9	2.5	(5*)	3.3
ホルムアルデヒド	2.6	2.6	(0.8*)	3.2
砒素及びその化合物	0.0013	0.0013	(0.0023*)	0.0025
ベリリウム及びその化合物	0.000024	0.000018	(0.0042*)	0.000019
マンガン及びその化合物	0.028	0.024	(0.15 [○])	0.024
クロム及びその化合物	0.0037	0.0040	(0.00083*)	0.0068
ベンゾ[a]ピレン	0.00018	0.00016	(0.00011 [○])	0.00021
酸化エチレン	0.054	0.060	—	0.12

※評価基準については、次の値を用いている

無印: 環境省指針値

*印: アメリカ環境保護庁(EPA) 発ガン性 10^{-5} リスク濃度

○印: WHO 欧州地域事務局ガイドライン値(1996)

(9) 化学物質環境モニタリング調査

平成 11 年 7 月 13 日に、事業者に対する化学物質の排出量の把握や自主管理を盛り込んだ「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」が交付された。この法律に基づき算出されたデータをもとに、県内の化学物質排出量や有害性を考慮し選定された物質について、平成 17 年度から神奈川県がモニタリング調査を行っている。

測定項目は、調査開始当初は 9 物質を対象としていたが、平成 18 年度からは有害性を考慮してスチレン、1, 3-ブタジエン及びアセトアルデヒドの 3 物質を調査対象に加え、現在では 12 物質の調査を行っている。

本市では、市庁舎が測定地点となっており、年 4 回の調査が行われている。

平成 19 年度の調査結果は、表-72 のとおりである。全体的に見て、ほぼ県内平均値と同程度であった。

表-72) 平成 19 年度化学物質環境モニタリング調査結果 (平均値、単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査項目	19 年度 年平均値	19 年度 県内平均値	評価基準値	18 年度 年平均値
トルエン	11	10	260	16
キシレン	3.5	3.8	870	5.8
エチルベンゼン	2.6	3.1	3800	4.2
p-ジクロロベンゼン	0.86	0.91	240	0.9
ジクロロメタン	3.2	2.4	150	—
ベンゼン	1.3	1.2	3	1.7
1, 3-ブタジエン	0.24	0.16	2.5	0.23
スチレン	0.5 未満	0.6	220	0.6
トリクロロエチレン	0.9	0.9	200	0.7
ホルムアルデヒド	2.6	2.4	100	3.4
アセトアルデヒド	2.9	2.3	48	3.7
アクロレイン	0.5 未満	0.5 未満	230	0.5 未満

※評価基準については、次の値を用いている。

大気環境基準値：ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン

有害大気汚染物質に係る指針値：1, 3-ブタジエン

作業環境許容濃度：アクロレイン

室内濃度指針値：上記 5 物質を除く項目

(10) 廃棄物焼却炉排煙調査

排煙に関する規制基準は、大気汚染防止法のほか神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月）により厳しい基準が設定されている。その中でも、廃棄物焼却炉については平成12年4月1日にはばいじんの規制が強化され、さらに平成14年12月1日には、ダイオキシン類対策特別措置法に関連して構造基準が強化された。

これらの規制強化に基づき、本市においては、比較的大きな廃棄物焼却炉を設置している事業所に対し、ばいじん及び塩化水素について調査を実施している。

平成19年度は、市内5事業所の調査を行い、基準値を超過した1事業所に対して改善指導を行った。

調査期間 平成20年2月18日から平成20年3月13日まで

調査事業所及び施設の概要

事業所	所在地	施設	能力
A	厚木市金田	廃棄物焼却炉	3,000 kg/時
B	厚木市金田	廃棄物焼却炉	860 kg/時
C	厚木市金田	廃棄物焼却炉	190 kg/時
D	厚木市及川	廃棄物焼却炉	1,250 kg/時
E	厚木市上古沢	廃棄物焼却炉	170 kg/時

調査項目及び調査方法 塩化水素濃度（JIS K 0107）、ばいじん量（JIS Z 8808）

調査結果 1事業所で、ばいじん量の排出許容限度を超過していた。

事業所	ばいじん量 (g/時)	許容限度 (g/時)	塩化水素濃度 (mg/Nm ³)	許容限度 (mg/Nm ³)	調査日
A	3,600	3,295	42	700	3月3日
B	5.9	2,177	53未満		2月20日
C	610	703	39未満		2月25日
D	230	1,393	66未満		2月22日
E	290	298	64未満		2月18日

※ばいじん量の許容限度は、焼却炉の設置時期や定格運転時の乾き排出ガス量及び

乾き排出ガス中の酸素濃度により計算される。（条例施行規則別表第5）